

(案)  
物品売買契約書

社会福祉法人朝霞地区福祉会（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）とは、本契約書附属の「朝光苑紙おむつ(夜間用尿パッド)購入仕様書」に定める対象物（以下「物品」という。）の売買契約を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 乙は「紙おむつ(夜間用尿パッド)仕様書」の物品を本契約期間中継続的に甲に売渡し、甲はこれを買受けるものとする。

（契約期間）

第2条 本契約の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

（契約単価）

第3条 1ケース当たりの単価を、円（消費税を除く）とする。

（注文方法）

第4条 甲は、物品の買受に当たっては、原則として、1月分の数量を明記した注文書（ファックス可）を発行するものとする。

（納期及び納入場所）

第5条 乙は、甲が発行した注文書に基づき、甲の指定する場所及び日時に4週に分け納入するものとする。

2 乙は、前項の物品の納入に当たっては、必ず当該物品に納品書を添えて納入し、甲の検収を受けるものとする。

3 甲は、乙の物品納入に当たっては、納入物品と納品書記載事項の確認検収をするものとする。

（物品の検査）

第6条 甲は、物品納入後、10日以内に検査を行い、検査に合格したものについては、その引き渡しを受けるものとする。

2 前項に定める検査の結果、不良品がある場合は、乙は、当該不良品を直ちに引き取り、甲の指定する日までに良品を納入するものとする。

（請求及び支払）

第7条 乙は、毎月末日で当該月の納品数を締切り、「購入仕様書」8による計算をなし、翌月10日までに請求書を作成し、甲に提出するものとする。甲は、請求書が提出された月の末日迄に乙に、原則、振込により支払うものとする。